

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項（要約）

（随意契約）第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1 号 売買、貸借、請負その他の契約で、予定価格（貸借の場合は予定賃貸借料の年額又は総額）が次の各号に掲げる額を超えないものをするとき。

- |              |          |
|--------------|----------|
| （1）工事又は製造の請負 | 1 3 0 万円 |
| （2）財産の買入れ    | 8 0 万円   |
| （3）物件の借入れ    | 4 0 万円   |
| （4）財産の売払い    | 3 0 万円   |
| （5）物件の貸付け    | 3 0 万円   |
| （6）その他のもの    | 5 0 万円   |

2 号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

3 号 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所において製作された物品を買い入れる契約、及び上記施設に加えて、シルバー人材センター連合、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約をするとき。

4 号 新たな事業分野の開拓を図る者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。

5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき。

7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

9 号 落札者が契約を締結しないとき。